

中古住宅リフォーム支援事業、定住人口維持増加活動支援事業における補助対象経費

令和8年4月～

工事箇所	対象となる工事	対象外工事
1 エクステリア工事	①雨漏りなどの修繕工事 ②外壁の張り替え、塗装、屋根の塗装、葺き替え、防水工事 ③ベランダの修繕、防水工事 ④建物と接続しているサンルームの増築、改築工事 ⑤建築面積を増やす増築工事（10㎡を超える場合は建築確認申請が必要） ⑥インターホン設置工事 ⑦網戸の修繕、交換、増設工事 ⑧玄関扉の交換、勝手口扉の交換工事 ⑨雨戸の修繕、交換工事 ⑩雨どいの修繕、交換工事	<ul style="list-style-type: none"> ・門扉、カーポート、ウッドデッキ、外部手摺、庭木の手入れ、芝張り ・表札、郵便受け、宅配ボックス、車の充電設備 ・転落防止ネット ・鍵の交換（玄関扉、勝手口扉、窓） ・窓、網戸、雨戸の戸車等の交換、網戸の張り替え <p>※国や県、他所属で実施している補助金を申請する場合は対象外</p>
2 住宅内の設備工事	①システムキッチンの交換工事 ②レンジフードや換気扇の交換工事 ③トイレの便器の交換と、それに伴う暖房洗浄便座の交換及び設置に伴う電気工事 ④浴室改修工事、ユニットバス等の交換、浴室乾燥機の交換・増設工事 ⑤洗面台の交換、洗面所の改修に伴う洗濯機置き場の交換、蛇口の設置工事 ⑥給湯器の交換工事 ⑦カップボードの設置工事（造作で作られるものに限る） ⑧ガス乾燥機やガスファンヒーターの設置にともなう配管工事や電気工事 ⑨照明器具の設置に伴う配線工事 ⑩その他屋内の配管やガス管の工事、電気の配線工事	<ul style="list-style-type: none"> ・システムキッチンのガスコンロ・IHヒーターの交換や食洗器の増設や交換 ・キッチンの改修を行わない蛇口等の交換 ・カップボード類などの家具の設置 ・ガス乾燥機やガスファンヒーターの設置 ・暖房洗浄便座のみの設置・交換 ・浴室の改修を伴わない、鏡などの設備の交換や、蛇口、シャワーヘッドの交換 ・洗面所の改修を行わない、洗濯機置き場の改修や蛇口の交換 ・火災報知機の設置 ・屋内物干しの設置 ・ディスボージャーの設置、交換 ・照明器具の設置 <p>※国や県、他所属で実施している補助金を申請する場合は対象外</p>
3 冷暖房設備工事	①ビルトインエアコンの設置、取り外し、交換工事 ②配線電気工事（コンセントの増設など） ③設置のためのスリーブ（壁の穴あけ）工事 ※但し、通常の設定経費と上記の工事経費が別に積算されている場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン本体、設置費
4 内装工事	①クロス貼替工事（天井、壁） ②床の貼替工事（フローリング） ③畳及び畳表の交換、障子、襖の貼替工事 ④間取りの変更、壁の撤去、造作工事 ⑤2重窓（内窓、外窓）の設置やガラスの交換工事（単板ガラス入りサッシのガラスを複層ガラスに交換など） ⑥手すりの設置や段差解消などのバリアフリー工事	<ul style="list-style-type: none"> ・カーテンレールの設置・交換、カーテン類 ・遮光スクリーン・ロールスクリーン等の設置、ブラインド設置 ・ハウスクリーニング <p>※国や県、他所属で実施している補助金を申請する場合は対象外</p>
5 基礎工事	<ul style="list-style-type: none"> ・シロアリ被害等を受けている住宅の補修工事（柱、土台、根太等） ・補修工事と併せて行うシロアリ駆除 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防のための単独で行うシロアリ駆除
6 その他	※この表に記載のない工事については、個別に判断する。	